

衆議院 安全保障委員會會議錄 第二号

(五〇)

平成七年十月二十日(金曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 神田 厚君

理事 大野 功統君

理事 町村 信孝君

理事 赤松 正雄君

理事 田口 健二君

理事 麻生 太郎君

理事 熊代 昭彦君

理事 高橋 辰夫君

理事 中山 正暉君

理事 萩山 教嚴君

理事 林 幹雄君

理事 御法川 英文君

理事 佐藤 茂樹君

理事 東 順治君

理事 増子 輝彦君

理事 米沢 隆君

理事 岩田 順介君

理事 早川 勝君

理事 山花 貞夫君

出席國務大臣

國務大臣 衛藤 征士郎君

出席政府委員

防衛庁長官官房 長 江間 清二君

防衛庁防衛局長 秋山 昌廣君

防衛庁人事局長 萩 次郎君

防衛施設庁総務 部長 大野 琢也君

防衛施設庁施設 部長 小澤 毅君

委員外の出席者

防衛施設庁施設 部長 小澤 毅君

防衛施設庁施設 部長 小澤 毅君

防衛施設庁施設 部長 小澤 毅君

防衛施設庁施設 部長 小澤 毅君

防衛施設庁施設 部長 小澤 毅君

防衛施設庁施設 部長 小澤 毅君

防衛施設庁施設 部長 小澤 毅君

防衛施設庁施設 部長 小澤 毅君

安全保障委員會 調査室長 下尾 晃正君

委員の異動

十月二十日

辞任

加藤 紘一君

中山 利生君

西銘 順治君

宮下 創平君

山崎 拓君

今津 寛君

五島 正規君

同日

補欠選任

久野統一郎君

田野瀬良太郎君

萩山 教嚴君

御法川 英文君

増子 輝彦君

岩田 順介君

五島 正規君

補欠選任

加藤 紘一君

中山 利生君

山崎 拓君

西銘 順治君

宮下 創平君

今津 寛君

五島 正規君

十月二十日

國際機關等に派遣される防衛庁の職員の外遇等

に關する法律案(内閣提出第一六号(參議院送付))

は本委員會に付託された。

本日の會議に付した案件

國際機關等に派遣される防衛庁の職員の外遇等

に關する法律案(内閣提出第一六号(參議院送付))

に關する法律案(内閣提出第一六号(參議院送付))

付)

○神田委員長 これより會議を開きます。

ただいま付託になりました内閣提出、參議院送付、國際機關等に派遣される防衛庁の職員の外遇等に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。衛藤防衛庁長官。

國際機關等に派遣される防衛庁の職員の外遇等に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○衛藤國務大臣 ただいま議題となりました國際機關等に派遣される防衛庁の職員の外遇等に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

防衛庁といたしましては、國際社会の平和と安定のために、軍備管理・軍縮または人道支援の分野における國際社会の努力に積極的貢獻し、また、諸外国との相互理解を一層深めることが重要と考えております。

そのためには、これまでの施策に加え、防衛庁の職員の識見や技能及び國際機關等からの要請等を考慮して、軍備管理・軍縮または人道支援の分野等の業務に従事させるため、防衛庁の職員を國際機關等に派遣することが必要と考えております。

しかしながら、防衛庁の職員については、國際機關等に派遣された職員の外遇等に関する制度が整備されていないため、一般職の國家公務員、特別職の國家公務員である國會職員及び一般職の地方公務員と同様に、派遣された職員が安心して派遣先の業務に従事できるよう、給与、災害補償等の外遇等を整備する必要があります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、防衛庁長官または防衛施設庁長官は、条約その他の國際約束もしくはこれに準ずるものに基づき、または我が國が加盟している國際機關、外國政府の機關等からの要請に応じ、これらの機關の業務に従事させるため、職員を派遣できるものとするとしております。

第二に、それらの業務を、軍備管理または軍縮に関する条約その他の國際約束で我が國が締結したものに基いて行う査察その他の検証または技術上の協力、人道的精神に基づいて行う医療その他の援助、學術に関する研究または教育等とすることとしております。

第三に、派遣職員は、派遣期間中、防衛庁の職員としての身分を保有しますが、その職務に従事しないものとし、派遣が終了したときは職務に復帰するものとするとしております。

第四に、派遣職員には、派遣期間中、俸給、扶養手当、調整手当、住居手当、営外手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給できるものとするとしております。

第五に、派遣職員が派遣先の機關の業務に關し災害を受けたときは、公務上の災害を受けたものとみなして障害補償等を行い、國家公務員等共済組合法による障害共済年金の支給等ができるものとするとしております。

第六に、退職手当の算定については、派遣期間を職員としての在職期間としてそのまま通算することとしております。

第七に、派遣職員には、特に必要があると認められるときは、赴任の例に準じ旅費を支給することとしております。

第七に、派遣職員には、特に必要があると認められるときは、赴任の例に準じ旅費を支給することとしております。

第七に、派遣職員には、特に必要があると認められるときは、赴任の例に準じ旅費を支給することとしております。

第七に、派遣職員には、特に必要があると認められるときは、赴任の例に準じ旅費を支給することとしております。

第七に、派遣職員には、特に必要があると認められるときは、赴任の例に準じ旅費を支給することとしております。

第七に、派遣職員には、特に必要があると認められるときは、赴任の例に準じ旅費を支給することとしております。

第七に、派遣職員には、特に必要があると認められるときは、赴任の例に準じ旅費を支給することとしております。

第七に、派遣職員には、特に必要があると認められるときは、赴任の例に準じ旅費を支給することとしております。

第七に、派遣職員には、特に必要があると認められるときは、赴任の例に準じ旅費を支給することとしております。

第七に、派遣職員には、特に必要があると認められるときは、赴任の例に準じ旅費を支給することとしております。

第七に、派遣職員には、特に必要があると認められるときは、赴任の例に準じ旅費を支給することとしております。

第七に、派遣職員には、特に必要があると認められるときは、赴任の例に準じ旅費を支給することとしております。

第七に、派遣職員には、特に必要があると認められるときは、赴任の例に準じ旅費を支給することとしております。

第七に、派遣職員には、特に必要があると認められるときは、赴任の例に準じ旅費を支給することとしております。

第七に、派遣職員には、特に必要があると認められるときは、赴任の例に準じ旅費を支給することとしております。

第七に、派遣職員には、特に必要があると認められるときは、赴任の例に準じ旅費を支給することとしております。

第七に、派遣職員には、特に必要があると認められるときは、赴任の例に準じ旅費を支給することとしております。

第七に、派遣職員には、特に必要があると認められるときは、赴任の例に準じ旅費を支給することとしております。

第七に、派遣職員には、特に必要があると認められるときは、赴任の例に準じ旅費を支給することとしております。

とができるものとするとしております。

第八に、派遣職員が職務に復帰したときの任用、給与等に関する処遇については、部内の職員との均衡を失ふることのないよう適切な配慮が加えられなければならないものとするとしております。

以上が、国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

以上であります。

○神田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○神田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。野田聖子君。

○野田(聖)委員 自由民主党野田聖子でございます。

私は、この臨時国会より、衆議院の安全保障委員会の委員を拝命いたしました。私はかねてから、国として私たち国会議員の最も重要な仕事は国の安全保障と信じております。そして、その政策をみずから立案し推進していくことが、私たち国会議員の国民に対する一番大切な仕事だと重ねて信じております。その中で、今回拝命いたしました大変光栄に感ずると同時に、最近大変、ふだんは余り議論されていなかった防衛政策または日米安保、安全保障といった問題が連日、私が言うまでもなくマスコミ等で報道されておりますので、この防衛庁の職員の処遇等に関する法律案に先立ちまして、現在の状況並びにお考えを、当事者の一人であられる防衛庁長官にお尋ねしたいと思います。

安全保障、国が安全であつて初めて私たちはさまざまな政策が推進できます。福祉、教育、そして産業の振興、残念ながら安全保障のない国で

は、世界各国でもそれすらできない状況にある国を、私たち国民はテレビを通じて、新聞を通じて知っております。しかし、今回我が国に起きましてことは、去る九月四日に沖縄県において小学生の女子が日本におられる米軍の方たちに暴行を受けたという大変痛ましい事件でした。それがきっかけとなりまして、最近では知事さんの代理署名の拒否の問題、そしてきのうの夜には宝珠山長官の辞任ということで、大変緊迫した事態になっております。

私が本日お尋ねしたいことは、まずこの暴行事件の沖縄県民の怒りに対して、国・政府の方としては、日米地位協定の十七条の運用の改善によってこの事件を決着させようという、そういう流れがあるということがあるわけですが、それは実際の今の沖縄県民の皆さんの憤りに十分おこたえできるものなのかどうか、また、長官としては、今沖縄県民、知事さんに代表される方たちの怒りというものは実際どこから来ているかということとをどのように認識されておられるか、お尋ねしたいと思います。

○衛藤国務大臣 先般沖縄で発生いたしました少女に対する暴行事件、極めて痛ましい遺憾な事件でありまして、私も早速米側に、このことについて強い抗議と、事件の再発防止のために軍人の教育訓練、綱紀粛正、またさらには周辺地域の皆さんとの十分なコミュニケーションの促進、そういうことをそれぞれの機関を通じて申し出たところでもありますし、また、これにつきましては、九月二十七日ニューヨークで行われました2プラス2の会合におきましても、河野外務大臣、私の方からも、ペリー国防長官、クリストファー国防長官にも強く抗議、また我々の考えを伝え、要請をしたわけでありまして、

この後の記者会見におきまして、クリストファー、ペリー両長官から、こうした事件が二度と起こらないように米側としての最大限の努力をする、まずは米軍の最高責任者でありますジャリカシビリ統参議長、そして沖縄の海兵隊の最

高責任者になるクルーック海兵隊司令官に直接に指示をして、そしてクルーック海兵隊司令官には沖縄に出向いてこのことについての十分な対応をするようにという指示をした、こういうような答えもありました。これは今までの過去をずっと振り返ってみますと、極めて異例というような措置をとったものと思えますし、それほど米軍の方も重く受けとめておる、このように認識をしております。

さて、今野田委員御指摘の、なぜ大田知事が国の機関委任事務でありますところのいわゆる代理署名を拒否しているか、こういうことであります。が、これは、ずばり一口に言えば、戦後五十年間における国の沖縄県に対する十分な配慮がなされなかった、特に沖縄県が在日米軍基地の七五%を負担しておる、そして、この基地を統合整理してだんだんと縮小するという努力が不足しておる、確かに二十三事案プラス三事案、こういうものも進んでおるが、さらなる促進についての努力がなされていない、こういう不満があると思えます。

それからもう一点は、二十一世紀にわたって沖縄の基地が固定化される、そして固定化のみならず沖縄の基地が強化される、こういうことを大変懸念しているわけでありまして、当然私もとして、知事のそういう懸念が払拭されるように、沖縄基地の整理統合、結果としての縮小、そういうものについて日米双方で合意し、手続が進んでおるこの二十三事案プラス三事案の早期返還をなすべきことがまず第一だ、このように思っております。

そしてもう一つは、県道百四号線越えの実弾射撃の訓練場を日米双方の合同委員会で作業班をつくって本土の方に移設、分散するということを決めているわけですから、それを速やかに実行するための調査を私も開始した、こういうことであります。

沖縄県を除く四十六の都道府県みんなこの沖縄の基地の問題を考え、沖縄の基地を持つがゆえの苦渋やあるいはハンディキャップ、そういうもの

のをみんな支えていく、そして今までの努力不足、サポート不足、そういうものを埋め合わせする、メークアップする、そういうことをすべきだ。そのためには、確かに今まで、第四次全国総合開発計画であるいは沖縄の振興開発政策の三次までを見ましても、その中にしっかりと、沖縄の基地を整理縮小すると書いてあるわけですね。そんな努力とともに、もう一方では、そういう約束をした振興政策等々を確かに完遂する、こういうことが大事ではなからうかと思っております。

しかし、一番大事なことは、沖縄県民の心をしっかりと受けとめる、そういうことが大事ではないか、このように思っております。

なお、今委員が冒頭発言されました、防衛庁長官は我が国の安全を確保するにどのようなことを考えているのだということがありました。これがまた大切なことであります。

私は、国の根幹にかかわる独立とか安全とか平和とか、こういう問題につきましても一つの責任者でございますから、当然万全を期すということからして、一つは、適正な専守防衛力、そして抑止力を我々は持たねばならぬ。もう一つは、日米安保条約を堅持し、かつ質的にレベルアップするということ。もう一つは、三番目は、積極的な太平洋・アジア地域を初め世界の国々とのいわゆる防衛対話・交流、いわゆる防衛外交、そういうものもしっかりしていかなければ、後追い後追いのためのいわゆる専守防衛政策だけでは、私は、究極の目標である軍縮とか軍備管理とかそういうこととにかならないのじゃないか、こういう基本的な立場に立つて取り組んでいるということを申し上げたいと思えます。

○野田(聖)委員 ありがとうございます。非常に具体的な中身をおっしゃっていただいたのですけれども、確かに今回は緊急を要しますし、部分的なところの改善を急がなければいけないという反面、私自身も沖縄県民の皆さんの憤りとか悲しみ、苦しみというのを自分なりに考えてみまし

た。

私は岐阜県に住んでいます。岐阜県に住んでいる人間にとって、在日米軍の軍人さんに何か犯罪を、要するに暴行をされとか窃盗をされとか、そういうことは日常では全く考えられないこととです。つまり、私たち岐阜県には基地がないからです。

まずこの事件の発端というのは、在日米軍がいたこと。じゃ、なぜ在日米軍がいるかというと、沖縄に基地があること。じゃ、どうして基地があるかというと、日米安全保障というお約束をしているから沖縄に基地があるんだ。つまり、その日米安全保障、もつと底までいくと国家の安全保障まで私たちはこの際突き詰めて検討していかなければならないのではないかと感じています。

沖縄に基地の七五%が集中しているということ、それを恐らく多くの国民は知ろうとしなかったし、それに対して何らの理解も示してこなかったのではないかと思います。実際に、今こそ日米安全保障とか日米地位協定の見直しといったような議論が全国的に起こっているわけですから、皮肉なこと、これは終戦五十年の年に当たり、各新聞社がそれを記念して戦後の世論調査をとりましたが、その中を見ても、非常に国民というものは自国の防衛に対して無関心であるということが結果として出ておりますし、さらには日米安全保障に対しては、これでいいのじゃないかといったような、大多数の国民がそう思っているという世論調査の結果が出ていたわけです。

つまり、この事件をきっかけにして大きく議論がされることになって、初めて私たちの国の安全保障について踏み込んだ議論をしていかなければならないのじゃないかということが生まれてきたことは、非常に意義深いことではないかと思っています。

そこで、私がさらに申し上げたいのは、今長官がいみじくもおっしゃったように、今まで沖縄にお任せしていた、いわば私たち本土に住んでいる

人間の多くは日米安全保障という空気のような存在を当然のように受けとめてきた、だけれどもその代償をおおむね沖縄県民に払っていたのだというその無知に対して、非常に恥ずかしい気持ちを持たなければいけないし、さらには、今までは日米安全保障とかアメリカの世界に対する安全保障の枠組みの中で防衛庁並びに外務省の方たちが一生懸命努力をされてきたけれども、今後はもつと自分たち一人一人、国民一人一人がみずからの安全保障を考え、答えを出していかなければならないのだということを、もつと大きく声を上げていく時代になってきたのではないかと私は非常に痛感しているところでございます。

これに關しまして、今までも先輩の議員たちは何度も国会で議論をされていたやに聞いていますけれども、まだまだ私からすると、オブラートにくれないんだ安全保障、それも、日米安保というのは非常に偏った考え方、物事が進められているのではない。もつと多角的にそれを検討する場を、この際、この衆議院の中、国会の中でやっていく仕事ややはり防衛庁長官にとっても責務ではないかと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○衛藤國務大臣 確かに御指摘のとおり、戦後五十年たちまして、しかも冷戦構造が一応終りを告げた、ポスト冷戦のこの国際政治、経済、軍事情勢の中における我が国の安全保障のあり方、そういうものをもつと積極的に議論すべきだと思っています。

そこで、防衛庁といたしましては、昭和五十一年、坂田防衛庁長官のときにおつくりになりました防衛大綱、それから二十年たちまして、新しい防衛大綱、我が国の防衛のあり方、それを今、鋭意安全保障会議でいろいろと議論をしていただいております。これをおおむね十一月中にまとめ上げまして、そして十二月にお決めのいただくようにお願いをしております。

そこで、今御指摘のあったように、国会はもちろん、国内のそれぞれの各界各層におきまして

も、我が国の安全あるいは日米安保体制における安全保障体制、あるいはアジア・太平洋地域全般を見た我が国の防衛の今日の問題、そういうことも含めまして、もつと議論を高めていく努力を防衛庁としてもしてまいりたいことをお約束いたしたいと思っています。

○野田（聖）委員 アメリカは、冷戦構造が終結した後すぐに、ボトムアップ・レビューという形で新しい安全保障政策というのを打ち立てられました。その中で、まだまだ私たちの国というのはさまざまな国の脅威があるということに位置づけられました。私たち日本の国、国民は、それをうのみにするという言い方は語弊があるかもしれませんが、米国の方からの日本の周りに脅威があるのだといううことを信じて、それに沿って防衛のあり方を検討しているのではないかと思います。

私たちは先進国の中でも希有の、経済大国にしてありながら軍事大国ではないという、いわば先駆的な国という特徴を持っています。私たちにできることは、軍事力を持つことではなくて、経済的な交流とかの貢献をすることだということはどうなんでしょうか。

ですから、私が再度申し上げたいのは、そういうさまざまな、多方面にわたる安全保障に対する取り組みを日本みずからがつくり上げていくこと。ボトムアップ・レビューに対抗し得る我が国の、日本の独自の防衛政策というのををつくり上げていく中で、これは防衛庁や外務省がつくるのではなくて、沖縄県民にほとんどお任せしていた安全保障の一つの手だてを、四十六都道府県の多くの知事さんや市町村の人が今のこの件に關していろいろ抗議を出されている、その人たちがやりやうっていかねば、自分たちは沖縄県民の人がかわいそうだと思うけれどもその県民の痛みを分けることは嫌だということでは、日本の防衛政策というのは決して進んでいけない。そういうシビアなことをやはり国としては各都道府県、国民全体に知らしめていく努力をしていかなければ

いけないと思うのですが、いかがでしょうか。

○衛藤國務大臣 野田委員の御指摘のとおりでありまして、私も全く同じ考えを持っておりまして、これから、沖縄の問題につきましても、また我が国の安全保障の問題につきましても、単にセントラル、中央だけの問題ではなく、ローカルの問題として、全部の国民の共有の、共通の問題としてこういったことが議論されるように働きかけをしてまいりたい、このように考えております。

○野田（聖）委員 どうもありがとうございます。せんだって国会では、地方分権推進法という法律が成立いたしました。その根幹に当たっているのは、住民自治ということと。住民の一人一人が自分の暮らしをいかに向上させるかということ、今までは中央集権的に行っていたさまざまなメニューを、地方の人にはいわば押しつけてきたと言われたものを、ボトムアップで一人一人が考えようよというのが大きな目的だと思います。

やはりその中には、自分たちの暮らし、これは必ずしも戦争に直結することではなくて、さまざまな危険が国には取り巻いている、それに対して自分たちがどう責任をとるか、どういうことをしなければならぬかということを考えることは、非常にこれからの時代、男女を問わず、お年寄り、若い人を問わず考えていかなければならないことだと思うのです。もつと安全と安全保障議論というのを恐れずに、いろいろなことが出てくるから今まで封じ込めていたという話も聞きますけれども、そういうことを言わずに、もつと議論が大きくなって自分たちの責任なのだというのを国民一人一人が実感するような、そういう国でありたい、そういうことを念じております。

続きまして、国際機関等に派遣される防衛庁の職員の出遇等に関する法律案についてお尋ねをしたいと思います。

実は正直な話、私はこの法律案に対していささかも反対をする気持ちはございません。反対する気持ちはない人間が質問することは非常におかし

なことであるのですけれども、若干、この法律案に対する経緯とか非常に細かいところに立ち入って確認をさせていただきたいと思います。

まず初めに、この法律案を防衛庁の方からいただきまして御説明をいただきましたところ、防衛庁以外の一般職に当たる国家公務員の皆さんについては、もう既に昭和四十五年の時点で国際機関等に派遣された際の処遇等に関する制度が整備されていたというふうに承りました。防衛庁の職員だけがその制度の蚊帳の外に置かれてきて今日に至ったこと、正直私は驚きを隠し切れません。防衛庁の職員は、そういうことでありますからこれまで国際機関等に派遣されたことは全くなかったのでしょうか。これについてちょっとお答えいただけますか。

○萩政府委員 ただいまのお話のように、二十五年前に一般職、それから、特別職でも国会の職員等に対しては処遇法ができております。その当時防衛庁職員がなぜ除外されたかは必ずしもつまびらかではありませんが、そのときの環境がまだ整っていなかったのであらうというのが一言で言えることであります。

もう一つは、派遣休職という制度が別途ありまして、行くときは休職をして行くということなんです。それが、それでずっと大変不利になるものですが、結局二十五年たちましたけれども、その派遣休職では全く防衛庁職員は国際機関に行つた実績がなかったということでございます。

○野田(聖)委員 このたび、ずっとそういう法律がなくして全く蚊帳の外に置かれていた防衛庁の職員の処遇を変えようという動きは、平成七年三月に国会で承認されました化学兵器禁止条約のもとで査察員の派遣をしなればならない、この査察員というのは国際公務員ということだから日本の国の仕事はできませんよ、だけれども、そうはいっても出ていく以上いろいろと問題が出てくるから早急にやりたいというふうに私は聞いたのですけれども、それで間違いありませんか。

○萩政府委員 二十五年たちまして、先ほど言いましたように、派遣休職で大変不利な職員をわざわざ派遣するほどのニーズはなかったと言っているのだからと思ひますが、今御質問がありまして、本年春批准されました化学兵器禁止条約、これが来年には国際的に発効するというところで、一月から査察員の訓練が始まる、それに日本からも数名出してもらいたい、こういう話が具体的に参りました。

それに引き続きまして、現在国際的に軍縮・軍備管理の分野におきまして条約が種々検討されておりました、この種のものから次々出てくるという、需要の面で防衛庁職員が派遣を要請されるケースが多々出てくるのが予想されますので、今回お願いをしておる次第でございます。

○野田(聖)委員 一般的には国民の間で、もう既に自衛隊の人は国際貢献しているじゃないか、そういうふうな認識があると思ひます。防衛庁職員のこれまでの国際緊急援助活動とか国連平和維持活動への参加と本法案による派遣の違いを明確にしたいのだと思ひます。

○萩政府委員 今まで防衛庁職員が外国に出ておりますのは、例えば防衛駐在官とか警備官などというのが出ておりますが、これは外務省の職員として、外務省に身分がえをして外務省の仕事をして海外で行っているというものが多々ございます。そのほか、外務省職員になって国際会議に出席する、あるいは防衛庁から出る場合でも、防衛庁の仕事を行うために長期あるいは短期の出張という形で出るわけでございます。そのほか、先生御指摘になりましたイランにおける化学兵器の調査、それから中国東北部における遺棄兵器の調査といったようなものでも外務省の職員ということで短期、長期の出張という形で出ておりますが、これらはいずれも外務省なり防衛庁なり日本国政府の仕事をするために、日本国政府の職員として海外に出てきているものでございます。

今般の処遇法が対象としておりますのは、例えば化学兵器禁止事務局の査察員というように、中立性を維持するために本国政府から身分を切つてくれ、そして国際公務員になってくれ、こういう種類の派遣職員を対象とするものでありまして、いわゆる日本国政府の仕事をしていないことを前提としているものですから、従前ですと大変不利な休職でしか出せなかったということでありました。その不利な点を何とか一般職と同じように補わせていただきたというものが、今回の法律の趣旨でございます。

○野田(聖)委員 どうもありがとうございます。非常によくわかりました。そして最後に、これは余計なことかもしれませんが、先ほど、私は今までの別委員会で、さまざまなほかの役所の法律案とかと接してきたのですけれども、このたびの防衛庁の方がつくられた法律案で随分不思議だなと感じたことは、例えば法律案の中の「職員の派遣」、第二条二項ですが、業務についての項があるわけですが、一、二、三、四、五、六、七と非常に詳細に、私からすればいけないのかな、この国際貢献というのは余り自国で縛りをかけるのではなくて、やはりそういう中立的な国際機関の要請に依するということ、余り日本の国の方で一言いわけがましく書かない方がいいんじゃないかなという感じがしたので、それけれども、これについてはどういうふうにとらえればよろしいのでしょうか。

○萩政府委員 極めて示唆に富んだ、含蓄のあるお考えでございます。私も十分にそのこともしつかり受けとめて今後対応してまいりたい、かように考えております。ありがとうございます。

○野田(聖)委員 そう簡単にお答えをいただきました、私も非常に不思議な気持ちになってしまつたのですけれども、私は最後に申し上げたいのは、今までもやりますと防衛とか安保というのは怖い言葉、何となく危険を伴う言葉というふうな解釈がされていたと思ひます。そうではなくて、さまざまなソフトの充実とか人的な交流、配慮、経済支援とか、そういう部分でも十分にこれからの国防とか安全保障は考えられる。だけれども、きれいなことでは済まされない。やはり相手があつて初めて防衛という言葉が生まれてくるのだと思ひます。

そこで、私はもう一度お願いしたいのは、自分たちがやっている仕事にやはり自信を持っていたきたい。そして、それは私たちの国の幸せを守るものなんだということを堂々と、さまざまな法律をつくるにせよ、いろいろな会議をするにせよ、堂々と国民の前で議論していただき、オープンにしていっていただきたい。これからはもっとも私たちにとつては複雑な社会になる中で、だれもが安全保障とか国防、防衛、そういうことに理解をし、そして自分は何ができるだろうか、自分は何をやらなければいけないのか、そういう積極的な人間として日本の人たちがさらなる国際貢献、国際発展に寄与できるような国づくりをしていきたい、その道筋にぜひともこの安全保障委員会初め防衛庁並びに長官に御尽力をいただきたいと心からお願い申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○神田委員長 赤松正雄君。

○赤松(正)委員 私も、きょう議題になっております法案につきまして若干質問させていただいた後、当面する問題についての質問をさせていただきます。

まず、きょう提案されております法案が提出されるきっかけになったのは、先ほど来お話が出ておりますように、化学兵器禁止条約に基づいて来オランダのハーグに発足する見通しの国際機関に、陸上自衛隊の化学兵器の専門家査察員として派遣するということを念頭に置いているというふうなお話でございますけれども、このいわゆる専門家査察員として派遣するというのが、これは当面何人くらいが想定されているのか、またその後、このテーマが終わった後は、この法案の本身に該当するようなケースはどういうものが今想定

されるのか、それについてお願いします。

○萩政府委員 現在、化学兵器禁止機関からの要請は、世界各国に査察員を要請しているけれども、日本からも同様に数名出してもらえないかという話が来ておりまして、私もこの法案を許可したくはありますが、早急な選に取りかかりたいと思いますけれども、差し当たり二、三名ぐらいかというふうに考えております。場所はオランダのヘーグでございます。

今後につきましては、まだ具体的な要請ということとは来ておりませんが、現在議論されておりますのは、生物兵器禁止条約、核実験禁止条約、それから特定兵器禁止条約等々が軍縮委員会等で議論がなされておりますので、物によっては、近々それが成立し、国際機関ができました場合には、同様に査察員なり監視員、そういったものの要請が場合によっては予想されるのだからというふうに考えております。

○赤松(正)委員 先ほど野田代議士の質問の中にもお話が出ておりましたけれども、旧日本軍が中国東北地方に遺棄した化学兵器毒ガス弾、これについて、ことしの二月の下旬でしたでしょうか、調査に行かれた。外務省、防衛庁、民間の代表等で調査が行われた。現実には、私が聞くとところによりまして、二百万発ほどの化学兵器が遺棄されているという話でありますけれども、この場合、これは先ほどあったように外務省に出向という格好で防衛庁のメンバーは行ったわけですね。その場合は休職扱いになったのでしょうか。

○萩政府委員 先ほどもお答えをいたしました。この法案とそれから日本政府職員としての基本的な違いというのは、例えばこの旧日本軍が遺棄した毒ガス弾の処理というのは、外務省から派遣されて中国に行つて作業をいたしましたけれども、それは日本政府の仕事としてやっておりますわけでありまして、この法案が対象としておりますのは、日本国政府ではない国際機関等で職務をする場合を想定をしております。

なくて、外務省職員に身分がえをして日本国政府の仕事をやっておるということでございます。

○赤松(正)委員 そうしますと、今後この法案が適用される状況の中で、例えば先ほど来話を申し上げておる中国東北地方に遺棄された化学兵器についてどう処理するのかということが仮に日本と中国の間で大きな問題になったとしても、この国際機関の中で、例えば新たな国際機関ができてこの問題を処理するということが起こらない限り、全く対象外であるということですね。

○萩政府委員 そのとおりでございます。

○赤松(正)委員 一昨日の一部の報道でございまして、ロシアの専門家が、旧ソ連の化学兵器二万トン弱ほどが日本海に秘密のうちに投棄された、こういうふうな報道がなされておりますけれども、こういうことを掌握しておられるかどうか。

また、そういう事実が仮にあった場合、海洋汚染が心配されるということで共同調査をしようというふうな話になった場合、これもやはり今申し上げたように、その共同調査そのものが国際機関等で行われるといった場合はこれに該当するケースになるのでしょうか。

○萩政府委員 御指摘の報道については承知をしておりますが、その事実関係につきましては、防衛庁として確認をしておるわけではございません。

もし遺棄されたものをどう処理するかということとは、その具体的な問題のときに改めて考えることであろうかと思ひますけれども、一般論で申し上げますれば、何か遺棄された古い砲弾等を処理するのには国際機関が設置された、それである。職員は中立性を維持するために本国政府から身分を切り離すというふうなことになると思いますが、この法律が対象となることにならうかと思ひますが、もしそれが二国間の関係で日本の政府の仕事としてやるんだというふうなことになりますと、この法律では対象にはならない、こういう区分けにならうかと思ひます。

しようか、要するに外国政府の機関などに派遣するのとあります。「国際機関、外国政府の機関等に派遣される」。それでまた、その業務の中身に技術協力というたりあるいは学術の研究または教育というふうなくだりがございしますけれども、これらに軍事技術を含むということはあるのではないかとこの指摘が一部にあります。また、アメリカにおけるTMDの研究等に合流するということが、そういうケースが将来起こらないかどうか。

○萩政府委員 ちよつと事実関係だけ最初に申し上げます。

その中に「技術上」というのがありますが、これは軍縮・軍備管理、それらに基づく技術上の問題というところであります。学術の研究、教育という分野がございしますが、この「学術」と申しますのは、要するに純粋な自然科学あるいはいわゆる学問の世界のことを申しておるものでございまして、例えば具体的な軍事にわたる技術といったものが私どもの考え方ではございします。

具体的には、外国政府の教育機関、研究機関、こういうようなところで防衛庁職員が例えば日本の安全保障を教えるとか、あるいは防衛医科大学の教官であれば日本における医学を教えるとか、そういう学問における研究、教育ということとを想定しているものでございまして、具体的な実務というものは考えておりません。

○衛藤國務大臣 御審議をいたしております。法案に基づいて派遣するわけでありまして、したがって、防衛庁の職員の識見とか技能とか国際機関からの要請等を考慮して、本法に規定されたものに基づいて本体の業務を行うわけでありまして、そういう懸念が起らないようにしてまいりたい、このように考えております。

○赤松(正)委員 きょう提案された法案についての直接の御質問は以上させていただきます。次に、沖縄県に所在する駐留軍用地の使用権限をめぐって大田県知事が署名押印を拒否している問題につきまして、先ほど質問がございました。先ほどの質問の中で、冒頭、大田県知事が署名押印を拒否しているというところについて原因はどのにあるかと思うかという、大要そういう御趣旨の質問に對しまして、長官は二つのことを指摘されたと思ひます。

一つは、従来の沖縄県民への十分な配慮を欠いていた、努力不足である、二十三事案プラス三事案、いろいろ方向性は示されているけれども、実質的に済んでいない、そういう不満が沖縄にあるということが一点。もう一つは、基地が固定化されてしまふということに對する沖縄県民の焦燥感といひますが、そういうお言葉は使われませんでしたけれども、そういうふうなことを挙げられて、一番大事なことは心、沖縄の人々の心をしっかりと受けとめることだということをおっしゃいました。

冒頭申し上げましたそのこと全般につきましては、今から御質問を少しさせていただきますと思ひます。

まず、宝珠山防衛施設庁長官、この方はおやめになったというところを報道で知っておりますが、きょういらつちやつていない新たな防衛施設庁長官は、任命になったのかどうか。

あるいは、この宝珠山防衛施設庁長官が辞任をされたことについて、先ほど来私がお聞きした衛藤長官の沖縄の人々の心という点との絡みで、まず冒頭、長官のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○衛藤國務大臣 まず冒頭に私の方から、このたびの前防衛施設庁長官宝珠山氏の発言が沖縄県民の皆さんに大変な御迷惑をおかけしたこと、また国会の皆さんにも大変御迷惑をおかけしたことをまずおわびを申し上げたいと思ひます。

宝珠山前防衛施設庁長官は、昨日、私の方に退

職願いを出しました。私の方でそれを受理いたしました。そして、本日の早朝の閣議におきまして、閣議でそのことも了解され、また新しい防衛施設庁長官も閣議で了解されたところでありました。

きょう、この場に新施設庁長官が出ておりまして、午後三時過ぎに辞令交付を私の方から行う、その後のこととなりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

特に委員から、この宝珠山発言というものが沖縄県民の心を大変傷つけたのではないかと、こういうような御指摘がありますが、私もさように考えております。私どもは今回の問題につきましては、あくまでも話し合いによって解決をしたい、解決をしなければならぬ、この大方針のもとに今進めておるわけでありまして、近々、私の方が沖縄に出向きまして、そうした交渉のスタートを切りたい、このように考えておるところでございます。

以上であります。

○赤松(正)委員 宝珠山さんの発言が沖縄の心を傷つけたとは私はまだ言っていないのでありまして、私自身のその問題についての位置づけというもの、これはこれからしようと思つておるところでございます。長官が勝手に私の言っていることを勝手にくされたら困ると思ひます。

宝珠山長官の今回の辞任ということについて、実はこの辞任の以前に、去年の九月九日、宝珠山さんがいわゆる、沖縄の基地と沖縄県民は共存、共生をしていかなければいけない、こういう趣旨の発言をされた。このときに、実は沖縄県の間で、ある意味で今回以上に大きな問題だ。今回は問題になる前に早々とおやめになつておるということがあるのではありませんかと思ひますけれども、実は去年の九月の時点で、共存、共生発言というものがあつた。

あのときは、いろいろな声が自由民主党あるいは社会党、さきがけ、現在の政府・与党の中であつたようでありましても、まず、あの発言当時、宝珠山長官のいわゆる共存、共生発言、こ

れを防衛庁長官はどういうお立場でどういうふうにお聞きになったのか。そして、宝珠山さんについての処置をめぐつてさまざまなことが言われておりましたけれども、あの時点でどうされるべきだと、どうするべきだと考えておられたのか。ちよつと古い話で恐縮でございますけれども、今と非常に重要なかわりがありますので、去年のあの宝珠山発言について長官は当時どういうお考えであつたか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○衛藤国務大臣 当時、私は衆議院の予算委員会の理事をしておりました。また、昨年九月の宝珠山発言というものは、私は、配慮に欠けた発言である、このように考えておりました。

○赤松(正)委員 ちよつと今聞こえづらかつたのですが。

○衛藤国務大臣 配慮がない、欠けておる、こういうふうにして思つておりました。

○赤松(正)委員 配慮が足りない。

○衛藤国務大臣 それは任命権者が判断する問題でありまして、そのことについては私の方からは発言を差し控えたいと思ひます。

○赤松(正)委員 私は、あの宝珠山さんという人はある意味で極めて正直な人で、まさに正論を言われたのじやないのかという気がします。自分の方針では絶対沖縄が納得しない、去年の九月以降今日に至るまでの、昨日に至るまでのさまざまな施設庁長官としての沖縄県民への対応、そういう観点、そういうことからして、淡々と事務的に処理する以外この問題の解決の方途はない、そういうふうな判断を彼自身がしたのだらうと推測をいたします。それを、やめるのを認められたというの、ある意味で、話し合ひで断じてこの問題、沖縄県知事を説得させられる、そういうふうな確信があたりだかこそそうされたのだらうと思ひますけれども、その自信があたりなのかどうかお聞きしたいと思ひます。

○衛藤国務大臣 大田知事は、この問題につきまして、まず基本的な考え方として国と対峙、対決、対立するものではないというメッセージを送つてまいりました。私もそれをしかと受けとめまして、私どもが用意する交渉のテーブルにぜひ着いていただきたい、そして解決に向けたお話を始めさせていただきたい、こういうことでボールを投げ返したのであります。

知事サイドから、十月二十一日の県民大会まではどなたがおいでになつてもお会いするわけにはいかないが、二十三日以降であれば日程を調整ししようということ、最終的に二十四、二十五の日程が双方間で調整された、こういうことでございます。

私といたしましては、こちらから押しかけていく筋のものではない、あくまでも沖縄県知事を主体にして、知事が上京されるのもよし、私が出ていくのもよし、どちらを選択されても結構でございますからということで、私はボールを投げ返しておきました。そういうことで、二十三日以降おいでいただけるならばお会いいたしまして、知事御自身、防衛庁長官にも沖縄の基地の実態をつぶさに見てほしい、そしてその上でゆっくりお話をしなさい、こういうことでありますので、私も、国会の日程の調整が整えばそのようにさせていただきます。

○赤松(正)委員 今、沖縄県知事が、国と対峙するものではないという発言をされた、そして二十三日以降いつでも会いましょうというこの話。私は防衛庁長官の方から事務方を通じて、二十四、二十五の二日間長官が沖縄に行きたいと言つて、先ほどおっしゃつたような話をしてくるんだ、こういう予定をいただいておりますが、念を押しますけれども、その日程に変更はないのですかね、国会の予定の変更のない限り。

○衛藤国務大臣 それは政府と沖縄県御当局で詰め合はせました日程でありますから、極めて重いものであります。国会の日程の調整が整えば、また国会日程に支障がなければ、私としては変更は

ございせん。

○赤松(正)委員 長官は今まで米軍基地はごらんになったことがあるのでしょうか。まずそのことが一つ。

それから、二日の間、どれぐらいの時間をかけてどこの基地をどういう視点で見ようと思はれているのか、その点を。

○衛藤国務大臣 私は昭和四十年に、これは学生時代でありましたが、沖縄の米軍基地、特に瑞慶覧のキャンプを訪れまして基地の実態を視察いたしましたことがあります。また、同じように昭和四十年の、これは暮れでありましたが、韓国に参りまして、板門店の基地を視察し、いわゆる停戦ライン等の視察と米軍基地も一緒に視察をいたしました。

それから、今回二日間にわたりまして沖縄を訪問する予定であります。知事との日程調整の中では、二十四日と二十五日と二日間にわたりまして基地を視察する、こういうことになっております。

なお、具体的なことにつきましては、国会の日程等々がまだ定まつておりませんので、ここでどこどこ、固有名詞を挙げて御迷惑をおかけしてはいけませんので、それはちよつと差し控えたいと思つております。

○赤松(正)委員 長官は、昨日のあいさつの中でも、あるいはまた先ほどの御答弁の中でも、「沖縄における米軍施設・区域の整理統合等の在日米軍の駐留に伴う問題について、誠心誠意、解決に向けてあらゆる努力を行つてまいりたい」、こういう発言をされたのもございました。先ほどおっしゃいました。このあらゆる努力というもののの中に、日米地位協定十七条五項(C)の見直しを初めとする地位協定の問題は入つておるのでしょうか。

○衛藤国務大臣 この地位協定の問題の中で、十七条五項(C)のことについてであります。これはあくまでも現在作業が進んでおります合同委員会における日米専門委員会での結論を踏まえて対応を考えていきたい、このように考えております。

どういふ結論が出るかわかりませんが、私ども
といたしましては、この司法手続についての運用
改善について、我々が考えておるような結果が出
ればよろしいが、このように思っておるところで
ございまして、この十七条五(ロ)項の運用
改善というものが結果として我々が求めているよ
うな質的な内容のものになればという気持ちを持
ち、外務省等にもそのことを強く要請し、外務
省サイドで要請をしておる、こういうことでござ
います。

○赤松(正)委員 わかりづらいのですが、九月十
八日ですか、茨城で長官が、これは宝珠山さんと
違つてきちつと公的な場で御発言をなさつた中
身、私も新聞を通じてしか見てないので正確を欠
いているかもしれませんが、伝わってくる印象
は、一つの新聞だけじゃなくてそれこそ全体の新聞
として、防衛庁長官が地位協定の見直しに積極
的である、こういうふうにおっしゃつたと。その
後余り時間を置かないで官邸等からその長官の態
度について、ちよつと行き過ぎである、言い過ぎ
である、慎重にせよというふうな話があつたとい
うふうに聞いておりますけれども、そういうこと
でしようか。

○衛藤国務大臣 若干というよりも大変誤解があ
るようでございますから申し上げたいと思ひます
が、茨城県の百里基地における記者会見で私が申
し上げましたことは、身柄の引き渡しについて十
七条五(ロ)項のそれぞれの縛りがある、しかし、外
務省が努力をすることによって起訴前であっても
身柄が引き渡されるならば、外務省をして、また防
衛庁もそのことを外務省に強く要請して、あらゆ
る努力をせねばならぬ、こういうことを申し上げ
たのです。それが、新聞記事の方では地位協定の
見直しというふうに報道せられた、こういうこと
でございまして、ここではつきり申し上げてお
きたいと思ひます。

なお、その後、外務省、外務大臣、官邸の官房
長官のお考え、それから内閣としてのお考え、そ
ういふものもしつかり私としても踏まえまして、

私の発言をしてきたわけでございまして。

○赤松(正)委員 整理統合につきまして、さきの
参議院予算委員会では長官は、米側から過去に返還
された四十四施設、四千百ヘクタールを、微々た
る数字、県民からすればまだまだのこと、努力不
足を反省しなければならぬ、先ほどもおっしゃ
つたことと関係するわけですが、そういうふう
に、はつきりとおっしゃつていますが、ただ、返還のめ
どのついでにないし十事業の解決等、既に提示され
ているものだけでは沖縄県民の納得が得られない
というふうに私は思ひます。その点の一つ、
それからもう一点は、また参議院の予算委員会
の答弁でこうおっしゃつています。七五%の基地
が沖縄に集中してゐる、それを「北海道から九州
を含めた全部でシェアをお互いに分担する、甘ん
ずるといふ、そういう基本的な立場に立つてこの
沖縄の基地の問題を考えていくべき」だ、こう
おっしゃつた。それから先ほども、日本国、沖縄
を除く四十六の都道府県が米軍基地の問題を一緒
になつて考えなければいけないという趣旨のお話
をされましたけれども、私はその発言を大変勇気
のある発言だと思つて感心いたしました。大分
県を含めて実際にこうしたことスタートされ
る、具体的なスタートをするという心づもりがあ
りなんでしょうか。

○衛藤国務大臣 基地の返還の問題であります
が、よく整理統合、縮小が全く進んでないとい
うような御意見が出たりするわけでありますが、実
はそうではございません。
沖縄返還が昭和四十七年五月十五日であります
が、その前の年の返還協定締結時、昭和四十六年
の六月十七日現在で見まして、この施設数は百
四十四でございまして、沖縄復帰時は、これが
八十三になつたわけですね。現在は、平成七年九月
三十日現在では三十九になつておるわけでありま
す。面積にいたしまして見ますと、昭和四十六年
の時点では三万五千三百ヘクタール、復帰時です
が、四十七年の時点では二万七千八百ヘクタール、
そして現在が二万三千七百ヘクタールであります

から、私が申し上げたとおり、この間、復帰時か
ら現在の二十三年間の間に返還ができたものが四
千百ヘクタールだ、だからこの数字は微々たるも
のだと私が申し上げたのであります。
沖縄の県民の皆さんにいたしまして、お気持ち
は、究極的には基地がなくなることを、究極的
ですよ、そういうことをお考えになつておりま
しょう。ですから、そんなことを思うにつけまし
ても、私ども、沖縄県だけではなく日本国土全般
にあつても、これをシェアを、苦痛を、苦しみを、
負担を分かち合う、そういう基本姿勢がなければ
ならない、こういうことを申し上げました。

それからもう一点は、県道の百四号線越えの
弾射撃の訓練場、これは、射距離五キロメート
ルがなければだめでありますから、そういうた
大な演習場、国内におおむね九カ所ぐらいあるの
かなというところで、この九カ所について、私ども
といたしましては、もう既に十月の五日に日米合
同委員会特別作業班が設置されました、十二日
に第一回の会合を持って、その日をもつて作業が
既に進み出した、こういうことでございましてか
ら、申し上げたいと思ひます。

○赤松(正)委員 沖縄の基地の問題は、日米安保
条約とそしてその具体的な対応としての基地の存
在という、まさに現実と理想の相克、葛藤とい
う重要な問題を抱えてゐるテーマだろつと思ひま
す。今ほど政治のリーダーシップが要求される
きはないというふうな感じを強く持ちます。あ
ちを立ればこちらが立たずというふうなことで
おろおろしているような状況ではない、こ
なふに強く思う次第でございまして。

長官の先ほど米のお言葉がリップサービスにな
らないように、まさに誠心誠意の問題について
取り組まれることを強く要望いたしまして、質問
を終らせていただきます。

○神田委員長 大出俊君。

○大出委員 最初に一つ長官に承つておきます
が、施設庁の長官というものは、基地にかかわる
苦情から始まりまして日米の折衝、たくさん責

任を負つてゐるポストでございまして。今、沖縄側
は、沖縄の基地が今日のようにできて返還後も減
らない、歴史的に経過を振り返つたときに、安保
以前のものであり、安保の枠外だとまで言つてい
る。これは当たり前な前なんですね。

私は、七二年、沖縄返還国会の沖縄特別委員会
の筆頭理事を務けておりまして、小沢辰男さんが
皆さんの当時の理事でございまして。ですから、
土曜日のうたとほとんど各週沖縄におりました。
例の一〇四号線越えの実弾射撃と言われるもの
も、ヘリコプターで着弾地点の小高い山に行つて
みまして、ころころ落ちてゐるわけですから、
も、そこまで調べ尽くした経験がございまして。

それだけに、これから何としても基地の整理統
合ではないんだ、縮小なんだ。この時期に、私は
大きな責任を感じてゐるのですよ、佐藤総理に核
抜き本士並みという確言を吐いたのは私なんだか
ら。そうすると、本士並みにならぬじゃないかと
言われたら、私どもは一言もない、あのときに本
士並みなんだというところで沖縄を説得したので
から。ウチナンチュ、ヤマトンチュという、い
ろいろな違いがあると言われる中で説得したのだ
から。

そうすると、期待を持っていた、つまり縮小に
ついて。今の二十三事業は平成二年ですけれど
も、十事業残つてゐます。さらに九三年の十一月
に大田知事がまとめた、例の三事業、重大三事業、
翌年の九四年の二月に細川総理に提出をして、そ
の大変な決意に打たれて、あの当時内閣は動い
て、合同委員会までいったという経過がある。

それだけの期待を持つてゐるところに、これ以
上縮小だ、そんなものは、何がしかあるかもしれ
ぬけれどもありませんよという形で、しかも、片
一方で総理の人格に触れるようなことまでおっ
しやつてというのは、やはりこれは沖縄に与える
影響は非常に大きいと思ひます。縮小という
方向に向かつて本気で政府はやるのかねという
そのところにお考えを置いていただかないと、
さつき御答弁いただいたのだけれども、簡単にい

きません。そのところだけきちつと答えてください。

○衛藤国務大臣 沖縄の県民の皆さんは、また大出先生もさうでありましょう。沖縄のいわゆる基地が沖縄の復帰のときにお約束されたようにすべて本土並みに、こういうようなことでございませうから、最終的にはそのようになるように我々としてはあらゆる努力をせねばならぬと思ひます。

ただ、これから私が政府を代表して知事に会います場合に、既に手続的に返還が合意された問題も解決していかないのに、さらにこうです、こうですと言うのはいささか遺憾でありまして、まずテールにのつておるものについて具体的にこれをどうするかということをお我々のプログラムとしてお示しして、まず知事の御了解をいただくという努力があつて、そしてそのときに、知事からまた今のようなお話もいろいろ出てくるでしょう。そのときの我々の考え方というものは、それは何といひましても本土並みの話のことでありませうから、私としては、その基本線をしっかりと踏まえてまいりたいと思ひます。

ただ、現時点において新しいプラスアルファを出せと言つても、そのことについては発言は差し控えたい、こういうことでございます。

○大出委員 念のために申し上げておきますが、私はさう言つてゐるのではなくて、さつき申し上げましたように、二十三事案、平成二年ですけれども、二年かかつて防衛庁がまとめたんだから、さうすると、沖縄の県民の皆さんにすれば、安保条約というものに基づいてやつてゐるわけだから信用をするわけですよ、日米合同委員会二十三事案決めれば、さうでしょう。

普天間なんというのは迂回道路のこつちを四・二ヘクタール返しなさいという事になつてゐるのですよ。返さないでしよう、自治体の方はその用意をしてゐるのに、真ん中占領されてゐるんだから、迂回道路が、ふえれば大変に便利になる。ところが、返さない。何があつても返さない。そ

んな、安保条約というものがあつて合同委員会で決められたものも実施しないなんという事をほつておくわけにいかぬじゃないですか。十事案というのは、あなた方が本気でやればアメリカ側は返さざるを得ないんだ。私はなぜやらぬと言ひたい。だから、十事案、さういうことをやつてくだされ。これが一つ。——ちよつと待つてくだされ、時間がないから。二十分しかないんだから。私の持ち時間は二十分なんだから。いいですか、これが一つ。

三事案、これはさつきもう既に県道一〇四号線越えの実弾射撃の話をしましたが、これは九カ所といつたつて、五キロがあるんだから調査費をつけたつて全部調査ができないんだから、五カ所に絞つたでしよう、八年度の概算要求で。

その中に、長官の足元の湯布院の上の方にある日出生台、射撃場ですよ。私、行つてみてよく知つてゐます。湯布院の辺の川、あそこにダムをつくらうときに大きな問題になつたんです。まとめてくれというからまとめた。

そこで、一〇四号線越えの着弾地点に行つてみて、ごろごろ転がっている。これは演習弾だから破裂するんじゃないですよ、コンクリートの塊です。これは主として、当時、百五十五ミリと二百三ミリです。あるいは非現行かもしれんが、今自衛隊がやつてゐるのもほとんど、北富士にしたつて日出生台にしたつて、あるいは北海道にしたつて、どこだつて百五十五ミリ砲、二百三ミリですよ。だから、本当に移す気になれば日出生台だつて移せないわけじゃない。

ただ、地元との間で一年間にどれだけの発数、何発撃つかという取り決めであるんだから、そこに沖縄の県道一〇四号線越えの実弾射撃を持つてくる。ここで米軍が撃つ分だけ自衛隊は減りますよ、何発というふうになつてゐるんだから。さういふ問題はありますが、その技術的問題を解決する、腹を決めればできないことではない。

日本の土地の中で〇・六%しかないところに七五%基地があるんだから、沖縄は。しかも、銃剣とブルドーザーで占領しておいていきなり基地をつくられて、その合間におまえた住めという事になつてゐるんだから、安保条約以前でしよう。さういふところだけに、私は神奈川だから、沖縄に次ぐ基地県だから、しみじみ沖縄と同じ気持ちになつてゐるんだけれども、長官の足元の日出生台にまず長官が移さうという決意をしていただく必要があるのですが、いかがですか。

○衛藤国務大臣 まず第一点の日米双方で合意された残りの十事案、この十事案の速やかなる返還、これについてはあらゆる努力をいたします。必ず十事案返還したいと思ひます。

それから、沖縄の県道一〇四号線越えの実弾射撃訓練場の本土移設、分散、これにつきましては、概算要求でも要求しておりますが、まずは調査をいたしまして、調査結果を踏まえて、私といひましては、今大出先生が御指摘された陸上自衛隊の内部の技術的な問題、さういふものを速やかにクリアいたしまして、調査の結果を尊重し、そのように取り組みたい、調査結果のとおり取り組みたい、このように思ひます。

ただ、これにつきましては地元の御協力をいただかなければいけません。私も自衛隊の内部のこととは間違ひなくやります。問題は、地元の協力を取りつけるあらゆる努力をせねばならぬ、このように考えておるところであります。

○大出委員 これは衛藤さん、防衛庁内をまとめてください。交際費をつけてゐる中身全部ここに持つてゐますが、時間がないから言わないだけなんだから。

ここで、一つ確認してほしいことがある。固めておきませんとさういふことになる。さうだといふのならさうで、違ふというなら何か言つてくだされ。

問題の焦点、三月までに契約期限が切れるもの、これは楚辺通信所、知花昌一さんという方がお持ちになつてゐる土地ですよ。筆数で一つ、〇・二キロ平米。つまり二百平米ですから、坪数にするとおおよそ六十坪ですよ。こんな小さいの

から、そんなのいいじゃないかと言ひけれども、実は大変なことになる。無権利状態で使用したらどうなるかという、これは憲法二十九条違反だ、財産権の明確な侵害。なぜならば、安保条約や何かよりも憲法を優先するから。政府があるいは県が憲法違反でできませんよ。さうなると、話し合ひで片づけると言つた以上は、何が間違つても片づけないければさういふ意味で大変なことになる。

もう一つ、それは総理が署名するなんといつた日には、まさにウチナンチュ、ヤマトンチュ、こんな対立になつてしまひます。こんなのできませんよ、国民的に。さうすると、話し合ひで片づけるを得ない。得ないとなると、腹を決めてくれないと困る。さうすると、あなたの足元の日出生台、真ん中だけまとめるのじゃなくて、足元をまとめる腹を決めてください。さうしなければほかの方もまとまりませんよ。いかがですか。

○衛藤国務大臣 この問題につきましては御指摘のとおりでございまして、訴訟に持ち込まれますと大変なことになるわけでありませう。ですから、それがよくわかつておられますので、私も、総理の方針のとおり話し合ひでと言つてゐるわけでありまして、これを総理の署名を要するようなことをしたらもう大変なことになるわけですから、わかり切つたことですから、やつてゐるわけですよ。よくわかつておられます。

それから、日出生台演習場を含めての問題がありましたが、くどいようであります。これはとにかく合同委員会を出して、調査をする。その合同委員会の調査が進まないうちにどこだこたと言ひのは大変遺憾な問題でございまして、まず調査結果が出て、その調査結果を最大限に尊重する、さういふことでなければならぬと私は思つてゐるわけですよ。

○大出委員 長いこと私は防衛をやつてゐまして、日出生台もあるとよく知つてゐまして、そこに瓦さん、元防衛庁長官もおられるけれども、移転できる場所ですよ、日出生台も。ただ、政治を

やっているとお互いに、あなたの足元の日出生台、湯布院の方の川にダムをつくることだつて大騒ぎになったのだから、そうすると、確かに即答しにくい面はわからなくない。しかし、一カ所でなくて何カ所かというふうに分けていかなければ沖繩の肩がわりはできないのだから、腹を決めておいてくださいよ。やるときが来たらやる、どうですか。

○衛藤國務大臣　くどいようであります、五カ所が調査されるわけですから、調査結果が出てここのこととなれば、それは腹を決めてそのとおりやります。

○大出委員　ちょっと少し続けて申し上げますが、ポイントも聞いていただければわかりますから、一括お答えをいただきますたいわけでございます。

那覇軍港を浦添に移すという、いろいろと、埋め立ても絡んでいます。これは二つ大きな問題があるのです。

一つは、今までは銃剣とブルドーザーで勝手につくってしまったのだから、だれも賛成してないのだから、全面返還ですよ。ところが、行政的の話をまとめるとなると、そこから先は認めた基地になるでしょう、基本的に、物の考え方、体制が全部変わる。ここに大きな問題があります。そこをどうクリアするかという大きな問題点を抱えているのだから、そこをひとつ、今ここで私も言いにいくかと言いませんが、お考えをいただきますなければ解決をしない。

もう一つ、読谷の補助飛行場、降下訓練をキャンプ・ハンセンに移す、つまり宜野座村の宜野座ダムの向こう側に。密度が濃くなるのですよ、あの地域は。何かがなければ片方は、読谷の方はいってしまうからいいけれども、そつちはうんと言われないの当たり前じゃないですか。別な条件がなければうんと言わせるわけにいきませんよ、あそこは。そこもつと知恵を絞っていただく必要がある。そこは事務局に皆さんがおっしゃって、真剣に考えて、せつかく三事業を大田知事がまと

めたものなんだから、ここまで合同委員会で決まってきたのだから、やる気でやっていただきたいとお願いをいたします。

そして、次に地位協定でございますが、地位協定十七条を全部お読みいただくとかかるけれども、これは沖繩の県民や何かのためにこしらえられたのじゃない。米軍の、軍属、家族を含む構成員の利益を守るというのが前提なんです。だから、全部不利なんです、これは。

そこで、もう時間がありませんから申しませんが、九二年、九三年に、御婦人に対する暴行事件まで起こした方が基地に逃げ込んでいて、公文書を偽造してアメリカへ逃げてしまった。九二年、九三年、二年続けて。しかも、片方のときは、外出禁止令しか出してないから脱走しちゃった。しかも、その二人を連れてくるのに、片方は三カ月、片方は一年かかっているのですよ。しかも、これは調べてみたら、朝九時から四時までですよと抑えられる。勤務時間中というんですよ。調べようがないと言っているんですよ。私は警察まで行って調べたんだから。だから、やはり身柄というのは起訴前に持つてくるようにしなければ、地元が怒るのは当たり前でしょう。

そこで、運用、運用と言っけれども、そんなことをいったら地位協定二十四条、給料なんというものは全部アメリカが間接雇用の基地従業員に払うことになっていくものを、思いやり予算から始めて特別協定をつくってしまったではないですか。特別協定というのは、ある意味で地位協定ですよ。運用、運用と言わないで、最悪の場合だって特別協定を二つつくればいいんだ、十七条と十八条に。

それで、十八条の方をひとつ触れますが、賠償の方は、公務のときは裁判だ何だ、仲裁人を立てるといふ場合があります。一人ずつ。アメリカ式の制度ですから、仲裁人を立てる。裁判で判決が出るというところで払う賠償金の金額が決まる。その場合には、アメリカと日本の責任の割合について、度合いが半々なら半分ずつ、向こうだけの

責任なら、日本が二五%、相手が七五%に決まっている、地位協定上。

そこまではいいんだが、公務でないときに慰謝料——慰謝料というのは、日本が調査をして、調査をしたものをアメリカに手渡すことになっている。日本が調査をして、アメリカに渡す。アメリカがそれを見て、慰謝料を払うか払わないかの決定権がアメリカにある。決定しないと払えないのですよ。理由は何か。個人負担という主義をとっているから。そんな二十幾つの兵隊に払えやしないじゃないですか。だから、払わない。決定しない。決定した場合に限ってのみアメリカ側が幾ら払うかという金額を決めるというのが、十八条ですよ。

こういうふざけたことだから、殺された人もいれば、暴行された人もいれば、はねられた人もいられるけれども、やられつ放し。累積をしている。それが今回の事件でこうなる。当たり前じゃないですか。

そうすると、ほかの国はどうでもいいですが、西ドイツも調べました、ボン協定も。オーストラリアのように別立てで、外国から演習に入ってくる兵隊の犯罪行為を取り締まる法律を別につくっている国もある。これはあくまでもその国の法律で裁くのですね、オーストラリアは。韓国もある。いろんなケースがあります、四十四カ国アメリカが地位協定を結んでいるんだから。だけれども、日本に関して、戦後これだけ沖繩がキーストーンと言ふならば、ここまでできたら十七条、十八条を改正せい、当然じゃないか。安定した基地をと言ふんだつたら、民生との関係を安定しなければできないじゃないですか。

そういう意味で、十八条の賠償の問題、十七条のアメリカの側というところになっているのを、逃げた先例もあるのだから起訴前にいふところを、最悪の場合は特別協定というものでいいから、できる限り地位協定改正でいって、やむを得なければそこに最後に持つていくという態度を決めて、私どもは与党三党でやりますが、これはぜ

ひひとつ腹を決めて進めたいだきたいとお願ひしておきます。いかがですか。

○衛藤國務大臣　大出先生から十七条、十八条のことが今提言されておりますが、まずは十七条、この日米合同委員会における専門家会議の結果が出ますから、まずはそれです。そして、それを踏まえて次の段階に、今先生の御指摘のこともこれからの問題だと思ひます。

十分腹の中に置いておくわけですが、しかし、今この時点で私の方からこれをどうすると言うことは差し控えたいと思ひます。お氣持ちはよくわかります。

○大出委員　もう一つ必要なことは、安保条約について、十一月のAPECの会合で日米首脳が声明、再定義が再確認がわかりませんが——これも実は、時間がありませんから簡単に言ひますが、アメリカ国防大学の研究機関がございます。パトリック・クロニンという人、専門家ですよ、もう一人はマイケル・グリーンという方、これも専門家です。二人がレポートを出した。これがナイ・イニシアチブと言われるものの出発で、題して「米日安保条約の再定義」という表題ですよ。これによると、そこに今いろいろんことがみんな書いてあるのですよ。だから大田知事は、沖繩基地の強化につながる、強化になるということなんです。

情報公開法を使って、梅林宏道君という私の友達、市民団体があれが、出させてみたら、実弾射撃も、あれは海兵隊ですけれども、世界規模になっているのですよ、海兵隊というのは。それを再定義をして、固定化して確立しようというのだから、そうすると強化にならざるを得ないんですよ。そこを至る過程——ペリーさんが三十日に来られるわけだから、そこらのところはアメリカの方も派閥間で争っているけれども、ぜひひとつ現地が納得する方向に行つていただきたい。

それから最後に、これは後から事務的に答えていただきたいのですが、一つ、国際機関等に派遣

される防衛庁の職員の処遇等に関する法律は、外国政府の機関に準ずるもの、こうなっているんです、政令で定めると。これ、昔CIAとの関係で随分いろいろなことがあって、私が質問して、今は本になってますよ。こうあけっ放しで無制限だ、どこから要請があってもみんなやることになつてしまふ、やろうとすれば。だから、このところはやはり気になるところです。外国政府の機関から要請があつた場合に自衛隊の職員を派遣するという件ですがね。

それからもう一つ。行けと言つたらいいやだと言つたらどうするんだというのが書いてあるのです。防衛庁長官または施設庁長官は、「第一項の規定により職員を派遣する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。」長官が言つたらおれは行きませんと言つたら処分の対象になるんだということになると、これは気の毒千万になりますからね。そこらところを一体どういうことにするのか、お答えをいただきたい。

この二点だけ。それで終わります。
○衛藤国務大臣 月末にベリ―国防長官がおいでになりますので、今大出先生が御指摘されたことを十分に踏まえて話をいたしますし、また十一月、APECのときにおける村山・クリントン会谈におきましても、沖縄県民の基地に対する気持ち、また今まで国会で議論してきたこと、こういったことが十分反映されるように、まかり間違つても、知事が懸念しておる沖縄の基地の永久固定化あるいは沖縄基地の強化、そういうようなニュアンスが出るのではないように、整理統合、結果として縮小、そういうことがにじみ出るように、しっかり我々も対応したいと考えています。
あとは、局長にひとつ答弁させます。

○萩政府委員 お答え申し上げます。
まず、外国政府の機関等への派遣でございます。例えば防衛庁の職員を安全保障政策の研究等といったことで外国政府の政策研究機関等に派遣することを考えております。また、防衛大学校、防衛医科大学校の教官、これを外国の大学に派遣

をいたしましてその機関において研究教育を行うということ、一般職員の処遇法と同様のことを考えております。

それから、職員の同意を得ることこの法律はなつております。本来の職務を行わせないで、専ら国際機関の業務に従事させるわけでございますので、当然本人の同意を得て行わなければならないということにござります。

以上です。

○大出委員 終わります。

○神田委員 長 東中光雄君。
○東中委員 宝珠山さんの発言について一点だけ聞きたいのです。

きのう内閣委員会で、長官もおられて、宝珠山さんが答弁していますね。いろいろ言われておりますが、こういうくだりがあるのです。総理も言つたように、戦前、戦中、戦後の沖縄県民の苦勞というものを理解して対応しなければならぬというものは理解しているが、他方、対米関係というものは重要であるということだ、大幅な基地の縮小整理を行うというようなことは大変困難であると認識しており、現在の段階で対米要求をするというようなことは理性的ではない、もしそんなことをやっておつたら、沖縄県民はそれを聞くことによって一時期期待を膨らませることにはなるが、結果としては裏切られることになるのではないかというふうな趣旨の発言をしていますね。この発言を防衛庁長官としてどう思つていらっしゃるのか。

基地の大幅な整理縮小、これはもう撤去ということ、これを沖縄県民は言っているわけですから、それに対して、大幅な整理縮小なんというようなことは言うこと自体が理性的ではない、こういう発言をしているのです。それで、防衛庁長官自身は大幅な整理縮小とは言わないのです。整理統合と言つています。結果としての縮小と。全く同じ立場でおられるのかというふうに思ふのです。基地の撤去、結果としての大幅な基地の縮小、せめてそれはやってくれというのが沖縄県民の声

です。それに対して、そういうことはできない、理性的ではないというふうに宝珠山さんが言つたのですが、防衛庁長官はどうですか。

○衛藤国務大臣 理性的でないという、それには私は同調できません。国の方針といたしまして、沖縄の基地の整理統合、そしてこれからの縮小、そういったことにつきましては、国会の論議の場でも総理、外務大臣、官房長官、私も答弁してきたとおりであります。それは、一つの国の方針が出ているわけでありまして、その国の方針に対して、そういうことは全くできないというような、理性的にはおかしいというような発言は、これは国の方針にたがうものでありますから、私はそのように考えておるわけでありまして、私は

○東中委員 国の方針は、整理統合、結果としての縮小というふうな防衛庁長官自身言つていますね。沖縄県民の要求は、基地撤去、安保廃棄まで言つていますね。それから、基地撤去ということ、基地の大幅な縮小を求めていること、これはもう、現地へ行かれたら、沖縄県の婦人連合会の人たちの決議にはつきり出ていますからね。そういうものは理性的でないなんというようなことを言う施設庁長官というのは、これはもう言語道断だと思ふのです。しかし、防衛庁長官が基地撤去それから縮小を対米関係で申し入れる——フィリピンの場合は、あんな極東最大の基地をああいう国でさえ全部撤去させましたね。そういう式の整理統合ではなくて、整理統合、移転再編ではなくて、撤去を求めるというのを米国に対して要求する

というようなことは理性的ではない、こう言うのですか。向こう側へ要求できないのかどうか。地位協定改定というのを言わないで、地位協定の改定は申し入れない、今のままで運用をやるのだと、外務大臣はそう言いましたね。このところが一番中心なことです。撤去申し入れをするのかしないのかということ。米軍の立場での整理統合、それへの協力というのではなくて、県民の立場で撤去を求めるか求めないか、この点についてどうですか。

○衛藤国務大臣 地位協定の中に合同委員会の設置がうたわれ、また、その合同委員会では日米間のこうした問題についてはあらゆる議題を議題として、そして話し合うことができる、こうなっていることは御承知のとおりでありますから、私どももいたしましては、今まで合意してきたこと、手続が始まつたこと、そういったことをまずしっかり解決して、そして次の問題に進もう、こういうことでもござりますし、また、十七条五の(ロ)項についても、運用改善について、改善されるべきことはやる、こう言っているわけですが、

ですから、東中先生は、沖縄の基地の撤廃、安保反対、こうおっしゃつていらつしやるわけですが、政権の合意といたしまして安保を堅持する、こういう立場に立つておりますが、この立場からいたしまして、速やかに沖縄の基地を撤廃、こういうことにはならないわけでありまして、この点はお考え方も違つておりますが、御理解をいただきたいと思つております。

○東中委員 沖縄県民が要求していることは考えが違ふ。私の要求ではなくて、沖縄県民のこの一〇・二一の大会でも、恐らくそういう方向が出るのではないですか。基地の縮小、それから撤去というように出ると思ふ。このことを申し上げておきたいと思ふ。あくまでも整理統合という、要するに移転の協力ということではだめだということをおし上げておきます。

それで、法案について一言聞きたいのですが、時間がありませんので、先ほど人事局長が、一九七〇年に一般職公務員も、それから国会職員も地方公務員もこの国際機関への派遣職員の処遇に関する法律をつくつた、そのときに防衛庁はつくらなかつたのはなぜかということについて、あなたの答弁は、つまびらかにしない、環境ができていなかったのではなからうかと思ふ。こんな無責任な答弁はありませんよ。
防衛庁職員は、自衛官は、憲法上の問題がいろいろあります、外へ出ていくというようなことは

考えが及ばぬ、だからほかのところと比べても防衛庁職員についてはそういう処遇はしない、二十五年前そういうことになったのですよ。それを今度改めてほかと同じように派遣するんだという方向が出てきているというのが、私はこの法案の中心点だと思っています。

それで、時間がありませんので、化学兵器禁止機関、OPCWへの派遣ということを契機にしてこの法律を言われるのですが、現在の状況では、OPCWの査察員というのは、軍人、軍関係者の派遣を求めているわけではありませんね。この化学兵器禁止条約で化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵、保有、移譲、使用の禁止のためは、軍関係者もそれは要るかもしれぬ、軍関係者でない人もたくさん要るわけです。現に、日本からは暫定事務局へ二名派遣していますね。それは通産省から行っているのでしょうか。それから、あと、派遣するということで通産省の管内で民間から今三名応募が出ているでしょう。何も自衛官、軍ということにはなっていないんですよ。

だから、こういう問題が出てきたということも機会に、一九七〇年のときはとてもじゃないが考えが及ばなかったけれども、この際自衛官も行けるようにしよう、こういうふうになっているのです。こういう点は重大な問題だと思ふのですが、なぜこれは改めて派遣することに、前はそうでなかったこの点について、聞きたいと思ふます。

○秋政府委員 御指摘のとおり、一般職、国会職員は二十五年前、昭和四十五年に処遇法がなされております。あと、地方公務員につきましては昭和六十二年に法律が制定されてございます。

それで、外国の国際機関に派遣される職員、これは、私先ほど、身分は日本国政府から切れるというふうな言い方をいたしました、失礼しました、正確に申しますと、日本国の公務員の身分は保有するが、職務に従事しない、こういうことであります。そういう人間を防衛庁職員からも派遣できるよ

うにしようということですが、差し当たってこの化学兵器につきまして、ほかの省庁の職員でもないではないかということがございます。御指摘のとおり、既に一般職の方からはこの機関に人が派遣をされております。

それで、この化学兵器禁止機関の方から言われておりますのは、この査察を行うには大きく分けて三分野がある。一つは、御指摘のとおり民間の部門である。もう一つは軍事の部門である。三つ目が軍民共有の部門である。それぞれ、民間部門については民間の科学者、それから軍の部門については軍人の中から化学兵器に精通している者、そして軍民共有の分野については軍人と民間人合せてその査察を行いたい、こういう説明を受けております。一つは、日本についても、民間の方は民間で頼むから、軍の査察の部門についてはぜひとも自衛官を数名程度出してもらいたい、こういうお話が参つておる現状でございます。

○東中委員 もう時間ですから終わりますが、問題は、だから軍から出す、ほかの国も軍から出す。日本は、陸海空軍その他の戦力は無いのに自衛官を、ほかの国の軍と同じように出して出そうとする。そこが問題なんだということを言っているのですよ。このことだけ指摘をしておきまして、質問を終わります。

○神田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○東中委員 私、日本共産党を代表して、国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律案に反対の討論を行います。

自衛隊は、陸海空軍その他の戦力の保持を禁止した憲法九条に違反する違憲の軍隊であることは明白であります。その違憲の軍隊、自衛隊の隊員がこれまで隊員として国際機関や外国政府機関に出ていくことはなかったし、そのための法制度もつくられてこなかったものであります。

防衛庁は職員の処遇を強調しますが、これは、化学兵器禁止の国際機関からの要請なるものを契機として、これまでできなかった自衛隊員の国際機関等への派遣を可能とする体制をとうとするものであり、処遇法ではなくて、国際機関等への自衛官派遣法であります。この機会に、違憲の自衛隊が他国の軍隊と同じように国際機関に進出する道を切り開き、違憲の軍隊、自衛隊の国際的認知を図ろうとすることは、許されないと認めます。

○神田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後零時四十四分散会

（報告書は附録に掲載）

国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律案

国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、軍備管理若しくは軍縮又は人道的精神に基づき行われる活動に対する協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される防衛庁の職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）の処遇等について定めるものとする。

（職員の派遣）

第二条 防衛庁長官は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（政令で定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができる。ただし、防衛施設庁に所属する職員（防衛施設庁長官及び自衛官を除く。）の派遣は、防衛施設庁長官が行う。

（賛成者起立）

○神田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○神田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

二 前号に規定する条約その他の国際約束に基づき

づいて行う技術上の協力

三 人道的精神に基づいて行う医療その他の援助

四 前三号に掲げる業務の遂行に必要な交渉若しくは調整、調査若しくは研究又は訓練

五 前各号に掲げる業務の管理

六 學術に関する研究又は教育

七 前各号に掲げる業務に準ずるものとして政令で定める業務

3 防衛庁長官又は防衛施設庁長官は、第一項の規定により職員を派遣する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(派遣職員の身分)

第三条 前条第一項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)は、その派遣の期間中、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第四条 防衛庁長官又は防衛施設庁長官は、派遣職員についてその派遣の必要がなくなったときは、速やかに当該職員を職務に復帰させなければならない。

2 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

(派遣職員の給与)

第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、調整手当、住居手当、営外手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができ。

2 前項の規定による給与の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(派遣職員の業務上の災害に対する補償等)

第六条 派遣職員に関する防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「給与法」という。)第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤に

よる災害に対する補償に係る給与法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法の規定による平均給与額については、同項において準用する同法第四条の規定及び給与法第二十七条第二項の規定にかかわらず、政令で定める。

3 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対し、給与法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の規定による補償を行う場合において、補償を受けるべき者が派遣先の機関等から同一の事由について当該災害に対する補償を受けたときは、国は、その価額の限度において、同項において準用する同法の規定による補償を行わない。

第七条 派遣職員に関する国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 派遣職員に関する国家公務員等共済組合法の規定の適用については、派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対し派遣先の機関等から補償が行われることとなつたため、前条第三項の規定により、当該災害に対する給与法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の規定による補償が行われないこととなつた場合における当該派遣先の機関等からの補償を同法の規定による補償に相当する補償とみなす。

第八条 派遣職員に関する給与法第二十一条第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

第九条 派遣職員に関する給与法第二十三条第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(派遣職員に関する国家公務員退職手当法等の特例)

第十条 派遣職員に関する国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第五条第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業

務を公務とみなす。

2 国家公務員退職手当法第七条第四項(給与法第二十八条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定は、派遣職員の派遣の期間については、適用しない。

(派遣職員に関する学資金の返還等)

第十一条 派遣職員に関する自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第九十八条第四項及び第九十八条の二第二項の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(派遣職員に対する旅費の支給)

第十二条 派遣職員には、特に必要があると認められるときは、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第十三条 派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内職員との均衡を失ふことのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

(政令への委任)

第十四条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

軍備管理若しくは軍縮又は人道的精神に基づき行われる活動に対する協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等の業務に従事するために派遣される防衛庁の職員の処遇等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。